

# 拡大する公認会計士の 社会的役割

立命館アジア太平洋大学  
2018年 1月23日

公認会計士・監査審査会  
常勤委員  
松井 隆幸

# 構成

はじめに～「公認会計士」を知っていますか？

- I. 公認会計士の基本的役割～財務諸表の監査
- II. 監査法人
- III. 拡大する活躍領域～組織人として
- IV. 拡大する活躍領域～独立の専門職業人として

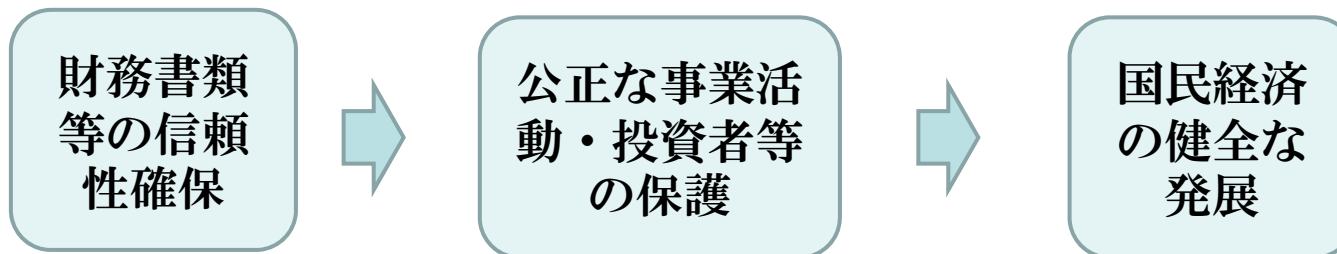
おわりに

# はじめに

## ～「公認会計士」を知っていますか？

- 公認会計士の使命（公認会計士法第1条）

「公認会計士は、監査及び会計の専門家として、独立した立場において、財務書類その他の財務に関する情報の信頼性を確保することにより、会社等の公正な事業活動、投資者及び債権者の保護等を図り、もって国民経済の健全な発展に寄与することを使命とする。」



# はじめに

～ 「公認会計士」を知っていますか？

- 使命を達成するため、公認会計士は「他人の求めに応じ報酬を得て、財務書類の監査又は証明をする」（公認会計士法第2条1項）ことを業務としています。
- 加えて、公認会計士の名称を用いて「他人の求めに応じ報酬を得て、財務書類の調整をし、財務に関する調査若しくは立案をし、又は財務に関する相談に応ずる」（公認会計士法第2条2項）業務をすることもできます。
  - － 会計及び監査の専門家として、財務書類等の情報の信頼性確保以外に、多様な分野で活躍しています。

# I 公認会計士の基本的役割

## ～財務諸表の監査

---

1. ディスクロージャーにおける監査の意義
2. 公認会計士の要件
3. 公認会計士試験

# I-1 ディスクロージャー制度 における監査の意義

- 株式会社は、設備投資等に必要な資金を調達するため、株式や社債を発行し、投資者や債権者に売却します。
- 投資者や債権者は、購入後、株式や債券を自由に売買できなければ、購入することは困難になります。
- 株式会社が株式等を発行・売却して資金調達し、また投資者等が株式等を売買する《場》が資本市場です。
- 資本市場を司る法律が金融商品取引法です。
- 資本市場に参加する投資者等は、投資意思決定をするため、会社に関する情報を必要とします。

# I-1 ディスクロージャー制度 における監査の意義

- そこで、金融商品取引法では、有価証券届出書（目論見書）や有価証券報告書、四半期報告書において、財務諸表の開示を求めています。
- また、開示される財務諸表について、公認会計士又は監査法人の監査証明を受けるように求めています。（第193条の2第1項）
- 有価証券報告書等の開示書類は、EDINET（Electronic Disclosure for Investor's Network）で入手できます。
  - － EDINETには、金融庁のホームページからアクセスできます。

# I-1 ディスクロージャー制度 における監査の意義

## 発行市場

- 有価証券届出書
- 目論見書

## 流通市場

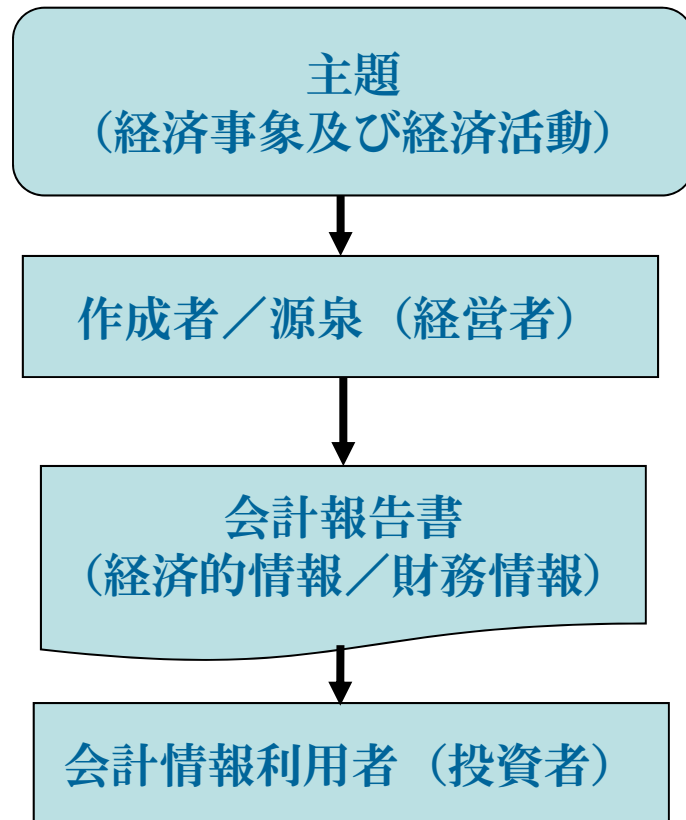
- 有価証券報告書
- 内部統制報告書
- 四半期報告書
- 臨時報告書

## 任意規制

- 決算短信



# I -1 ディスクロージャー制度 における監査の意義



投資者（株主等）は、  
次の2つの判断をする  
必要があります。

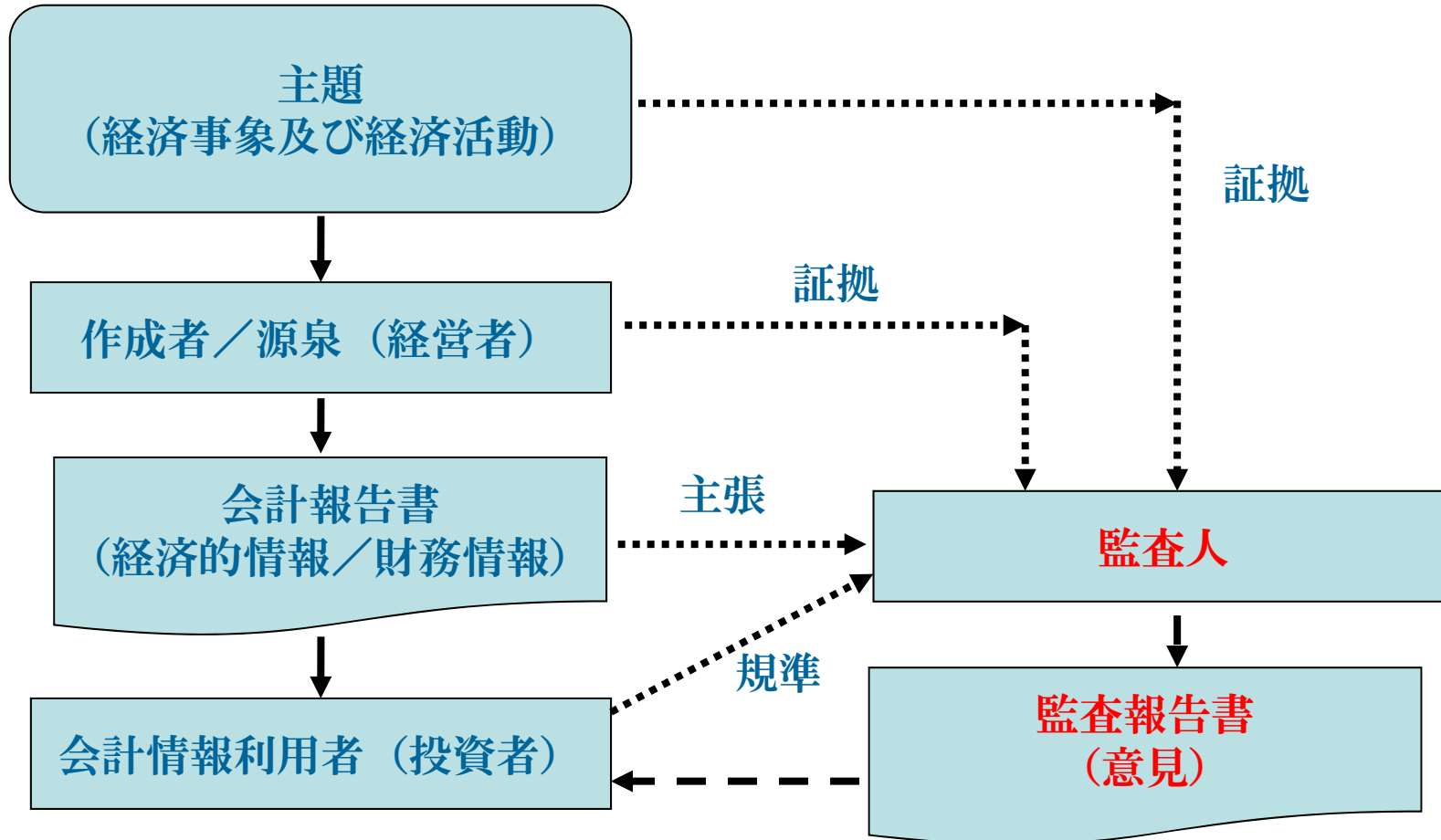
- ① 情報内容の解釈
- ② 情報の質（信頼性）の評価

鳥羽至英（訳）『基礎的監査概念』国元書房、1982年、18頁。用語を一部追加。

# I-1 ディスクロージャー制度 における監査の意義

- 財務諸表等の財務情報は、経済活動を行う株式会社の経営者が作成します。
- 情報の利用者である投資者は、当該株式会社について、経営者のような詳細な情報は持っていません。また、会計などについての知識も、十分に持っていないことが多いといえます。
- こうした中で、経営者には、不都合な情報は隠したい、あるいは状況を実際よりも良く見せたいという誘惑が生じることもあります。
- 投資者は、情報の質（信頼性）を判断することができるとはどうでしょうか？

# I -1 ディスクロージャー制度 における監査の意義

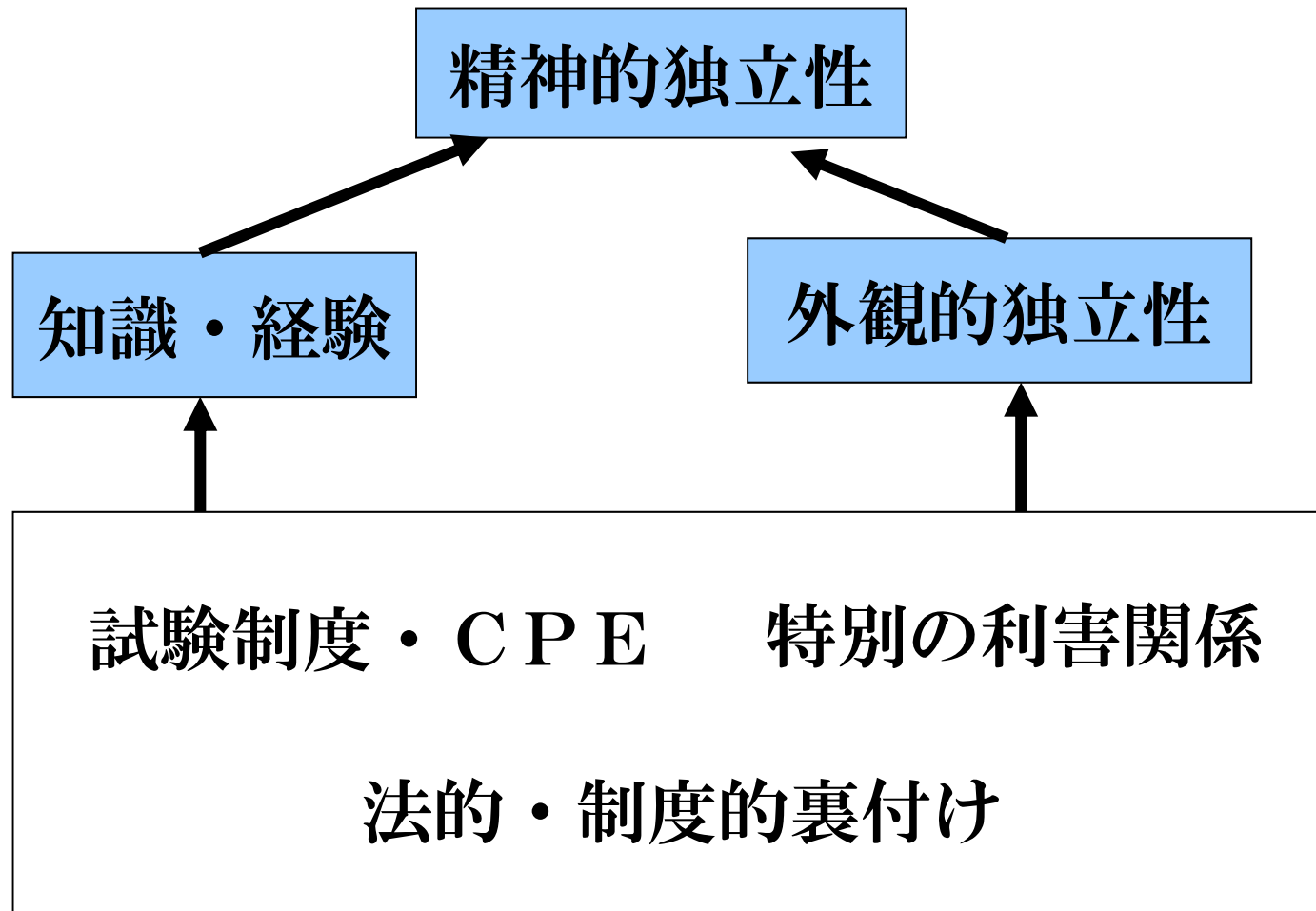


鳥羽至英 (訳) 『基礎的監査概念』 国元書房、1982年、22頁。用語を一部追加。

# I-1 ディスクロージャー制度 における監査の意義

- 情報が信頼できなければ、株式を購入する、すなわち投資をしようという人は、少なくなるでしょう。
- 一方、投資者自身で情報の信頼性を確かめることは困難です。
- 投資を促進して会社の資金調達を容易にしなければ、経済は発展しません。そのため、情報の信頼性を確保することは必要不可欠です。
- この問題を解決するには、経営者と投資者の間に立つ人（監査人）が情報の信頼性を確かめ、投資者に結果を投資者に伝えるようにすればよいのです。
- 公認会計士は、資本市場の活性化、ひいては国民経済の発展に不可欠な役割を担っているのです。

# I-2 公認会計士の要件



## I -2 公認会計士の要件

- 財務諸表監査業務を実施するには、財務諸表の信頼性について、公正不偏の立場から、適切な判断を下すことができなければなりません。（精神的独立性）
- そのため、監査の実施者は、会計や監査及び関連する諸領域に関する相当の専門的知識と実務経験を備えている必要があります。
- そこで、金融商品取引法や会社法では、公認会計士試験に合格し、実務経験・実務補習を経た後、監査業務を認められている公認会計士のみに

## I -2 公認会計士の要件

- 加えて、会計や監査を取り巻く環境は、資本市場の変化、株式会社等の大規模化や複雑化、技術の進歩等により大きく変化しています。
- 公認会計士は、これらの変化に対応して、専門的知識をアップデートして能力を維持・研鑽し、実務経験を積む必要があります。
- そのため、公認会計士は、継続的に専門研修を受講するように義務付けられています。  
(継続的専門研修制度：Continuing Professional Education)。

## I -2 公認会計士の要件

- 財務諸表監査は、経営者が公表する財務諸表の信頼性を確かめるために行われるのですが、監査報酬は経営者側から支払われる関係にあります。
- 公認会計士は、この関係の中で監査を実施しますから、**公共の利益**の観点から、常に公正不偏な判断を下すことができるように、精神的に独立であることに影響及ぼすような利害関係を持たず、また持っているかのような疑いを招かないことが重要です。（**外観的独立性**）



## I-3 公認会計士試験制度

- (参考資料) 「目指せ、公認会計士！」参照。
- 公認会計士法第5条は、公認会計士試験の目的と方法について、次のように規定しています。
  - － 「公認会計士試験は、公認会計士になろうとする者に必要な学識及びその応用能力を有するかどうかを判定することを目的とし、短答式及び論文式による筆記の方法により行う。」
- 公認会計士・監査審査会は、公認会計士試験の実施を担う機関です。

## I-3 公認会計士試験制度

- 短答式試験と論文式試験は独立の試験ではなく、役割を分担しつつ、受験者の学識と応用能力を判定します。
- 短答式試験は、受験者が論文式試験を受験するために必要な専門的知識を備えているかを判定するための試験です。
- したがって、審査会が公表している「出題範囲の要旨」に沿って、偏りなく基礎力を確かめる問題や基本的な事項の理解を問う問題が出題されます。
  - － 会計専門職大学院を修了した者は、短答式試験のうち、「財務会計論」「管理会計論」「監査論」が免除されます。

## I-3 公認会計士試験制度

- 論文式試験は、受験者が必要な専門的知識を有しているという前提で、受験者の思考力、判断力、応用能力、論述力等を評価することに重点をおきます。
- そのため、短答式試験のある科目の「出題範囲の要旨」では、論文式試験の出題範囲を短答式試験よりも絞り込んでいます。
- 会計学、監査論、企業法、租税法及び民法については、法令集を受験時に配布し、試験を実施しています。

## I-3 公認会計士試験制度

- 試験合格者は、多くの場合、監査法人に就職します。
- 2016年・2017年と試験合格者の就職状況は、いわゆる売り手市場でした。30歳代半ばまでの合格者は、ほとんどの場合、希望すれば大手監査法人に採用されたと聞いています。
- 大手監査法人でも予定人数を確保できなかったといわれており、準大手監査法人では、いかにして合格者を確保するかが重要な経営課題となっています。
- 大手監査法人や準大手監査法人では、アシスタント・スタッフ、監査トレーニー等の名称で試験合格を目指す者を雇用し、比較的定型的な監査業務に従事させながら、受験勉強を支援する制度を採用するところも多くなっています。

## Ⅱ. 監査法人

---

1. 監査法人とは
2. 監査法人の現状
3. 監査品質を確保する制度

## Ⅱ-1 監査法人とは

- 監査法人とは、財務書類に関する監査業務を組織的に行うことを目的として、公認会計士が共同して、公認会計士法に基づいて設立した法人です。
  - － 監査法人は、出資社員（5名以上の公認会計士を含まなければならない）が共同して定款を定め、事務所所在地に設立登記し、内閣総理大臣への届出を行うことにより、設立されます。
- 監査法人制度は、1966年、監査対象である株式会社等の大規模化・多角化にともない、監査人側も組織化するために導入されました。
- 監査法人は、2017年3月末時点で、222法人あります。

## Ⅱ-2 監査法人の現状

	大手	準大手	中小
社員数	100人強～600人強	20人強～100人弱	～30人弱
常勤職員数	約2,000人～6,000人弱	約100人～300人強	～約50人
事務所数	三大都市（東京特別区、大阪市及び名古屋市）に加え、全国規模で地方事務所を設置している例が多い。	主たる事務所に加え、三大都市に事務所を設置している例が多い	主たる事務所のみ例が多い。

公認会計士・監査審査会『平成29年版 モニタリングレポート』  
2017年、46-47頁より抜粋。

## Ⅱ-2 監査法人の現状

図表Ⅲ-1-13<大手監査法人及び準大手監査法人が所属している国際的なネットワークの一覧>

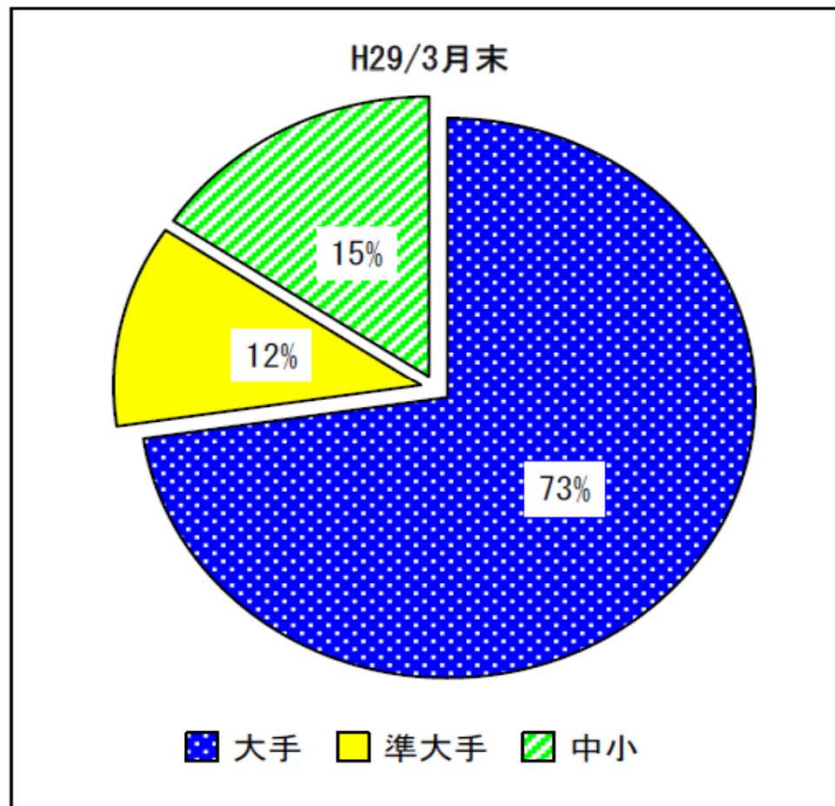
監査法人	国際的なネットワーク
有限責任あずさ監査法人	KPMG International Cooperative
新日本有限責任監査法人	Ernst & Young Global Limited
有限責任監査法人トーマツ	Deloitte Touche Tohmatsu Limited
PwC あらた有限責任監査法人	PricewaterhouseCoopers International Limited
仰 星 監 査 法 人	NEXIA International Limited
三 優 監 査 法 人	BDO International Limited
太 陽 有 限 責 任 監 査 法 人	Grant Thornton International Limited
東 陽 監 査 法 人	BDO International Limited
P w C 京 都 監 査 法 人	PricewaterhouseCoopers International Limited
優 成 監 査 法 人	Crowe Horwath International

公認会計士・監査審査会『平成29年版 モニタリングレポート』  
2017年、56頁。



## Ⅱ-2 監査法人の現状

図表Ⅱ-3-3 <監査人の規模別上場被監査会社数（単位：社）>

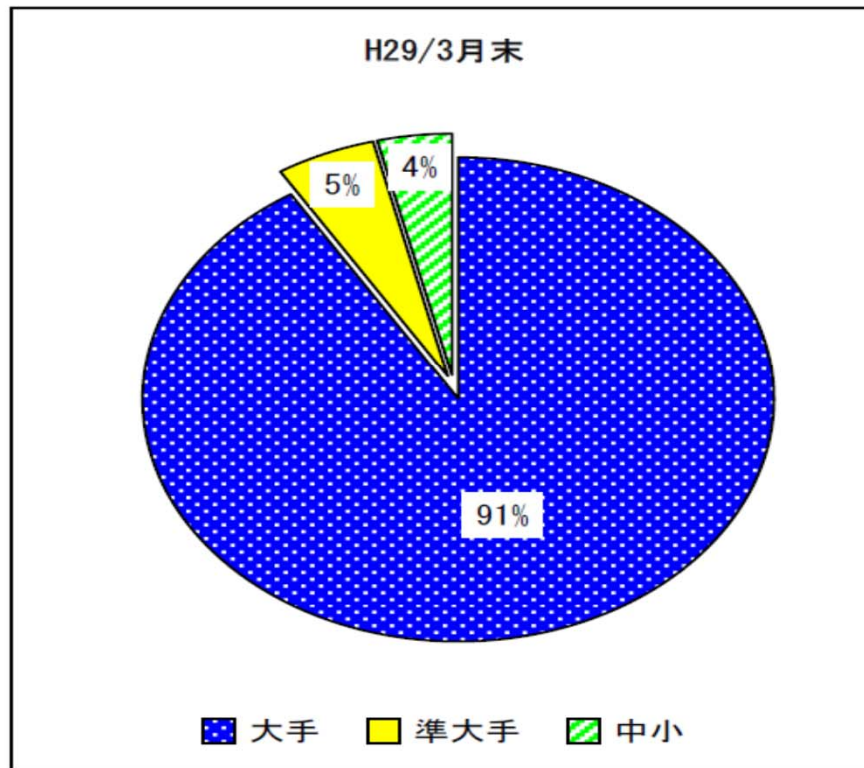


大手監査法人	2,653
準大手監査法人	429
中小規模監査事務所	570
合計	3,652

公認会計士・監査審査会『平成29年版 モニタリングレポート』  
2017年、36頁。

## Ⅱ-2 監査法人の現状

図表Ⅱ-3-4 <監査人の規模別上場被監査会社の時価総額（単位：億円）>



大手監査法人	5,386,707
準大手監査法人	301,067
中小規模監査事務所	225,271
合計	5,913,045

公認会計士・監査審査会『平成29年版 モニタリングレポート』  
2017年、36頁。

## Ⅱ-2 監査法人の現状

---

- グローバルに事業を展開する被監査会社を監査するには、監査人もグローバルなネットワークを持つ必要があります。
- 大手監査法人や準大手監査法人は、国際的なネットワークに所属し、ネットワークを構成するネットワーク・ファームとなっています。

## Ⅱ-3 監査品質を確保する制度

- 投資者等は、適格かつ独立の監査人により、高品質の監査が実施されていることについて信頼できなければ、監査の結果を信頼することはできないでしょう。
- 監査人は、監査の品質を確保するため、一般に公正妥当と認められる監査の基準を遵守して監査を実施する必要があります。
  - － わが国では、企業会計審議会が「監査基準」を公表し、日本公認会計士協会が実務指針を公表しています。

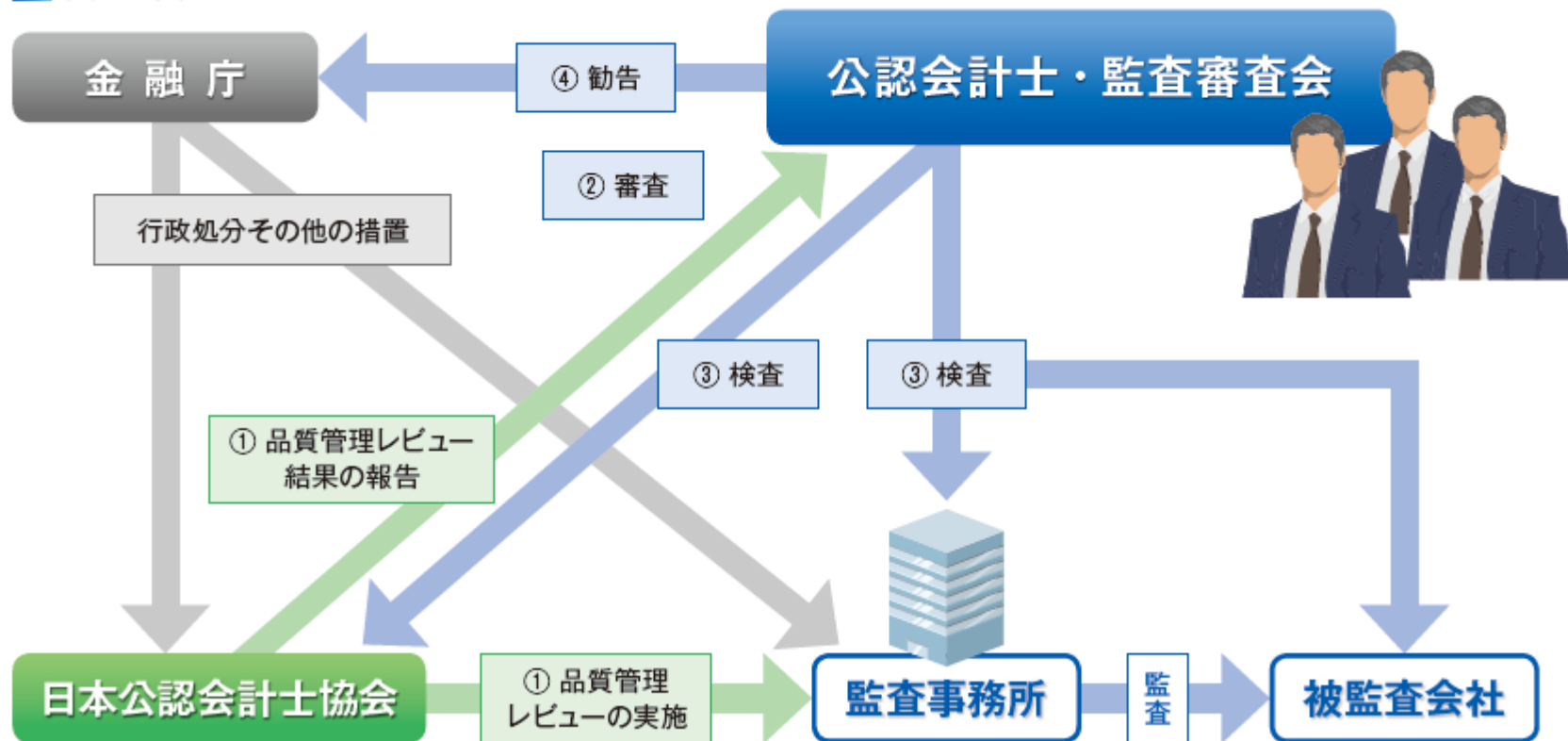
## Ⅱ-3 監査品質を確保する制度

---

- 監査法人は、各監査人が監査の基準を遵守して組織的に監査を行うように、品質管理のシステムを整備・運用しています。
  - － 日本公認会計士協会は、監査法人の品質管理システムが適切かつ十分に整備され、有効に運用されているかを確認するため、品質管理レビューを行います。
  - － 公認会計士・監査審査会は、品質管理レビューの審査の結果を受けて、必要かつ適当と認める場合、監査法人の検査を行います。

## Ⅱ-3 監査品質を確保する制度

### ■ 審査及び検査の概要



公認会計士・監査審査会 パンフレット 5頁。

# Ⅲ. 拡大する活躍領域 ～組織人として

---

1. 求められる会計人材
2. 拡大する監査業務
3. IPO支援業務
4. アドバイザリー業務
5. 株式会社等の組織の中で

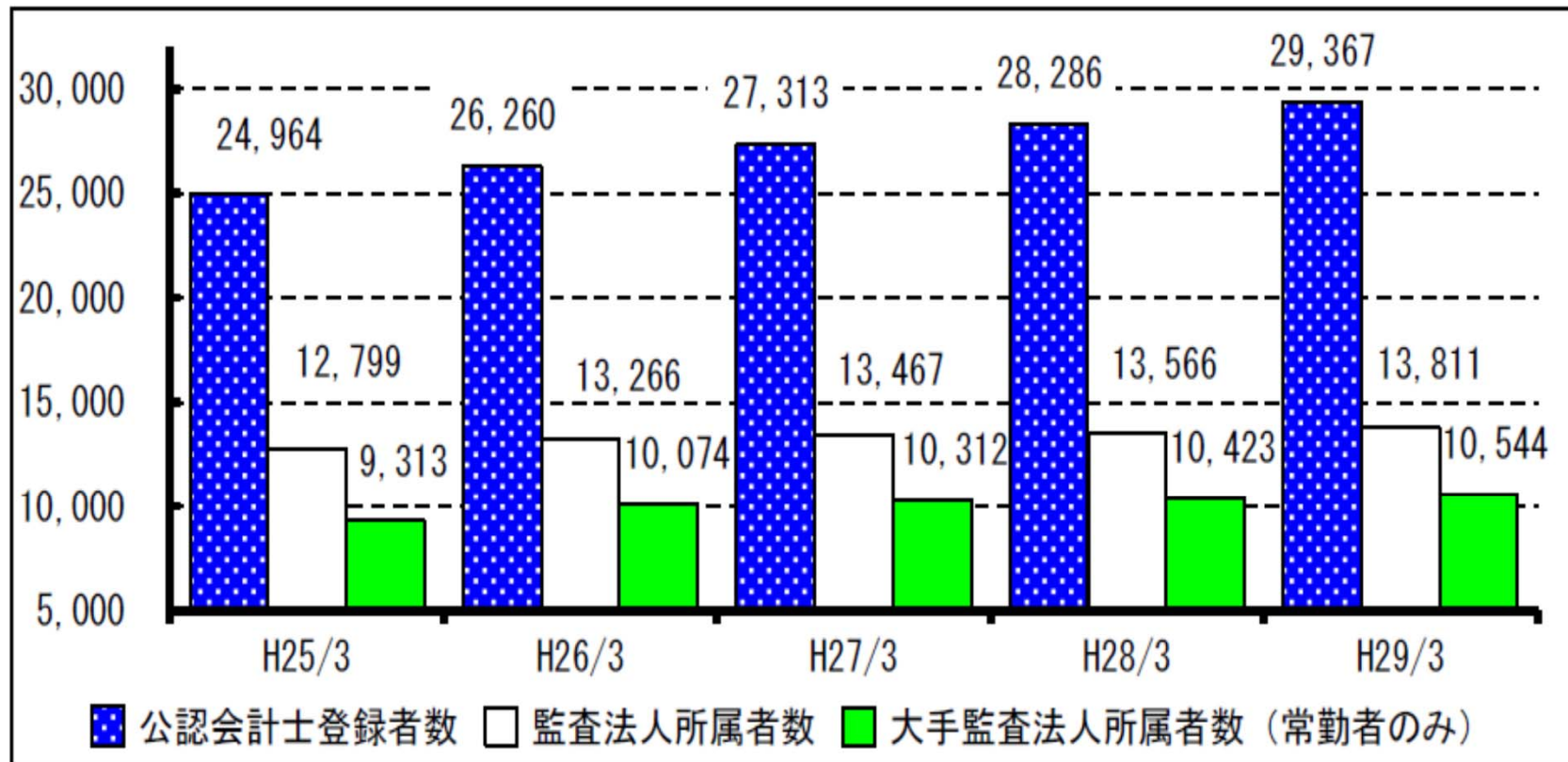
## Ⅲ-1 求められる会計人材

- 株式会社はもちろん、いかなる組織体においても、信頼しうる財務情報が適時に提供されなければ、経営者も投資者その他の関係者も適切な意思決定を行うことはできません。
- 財務情報の作成や監査を担う会計人材は、経済社会のさまざまな分野で必要とされています。
- 経営者にとっても、会計に精通することにより、財務情報を通して組織の状況を把握できるので、会計の知識は必要です。
- 会計・監査の専門的能力や実務経験を有する公認会計士は、最も必要とされる会計人材です。それだけでなく、組織の中で、いろいろな役割を果たすことができます。



# Ⅲ-1 求められる会計人材

図表Ⅱ-1-1 <公認会計士登録者の数の推移（単位：人）>



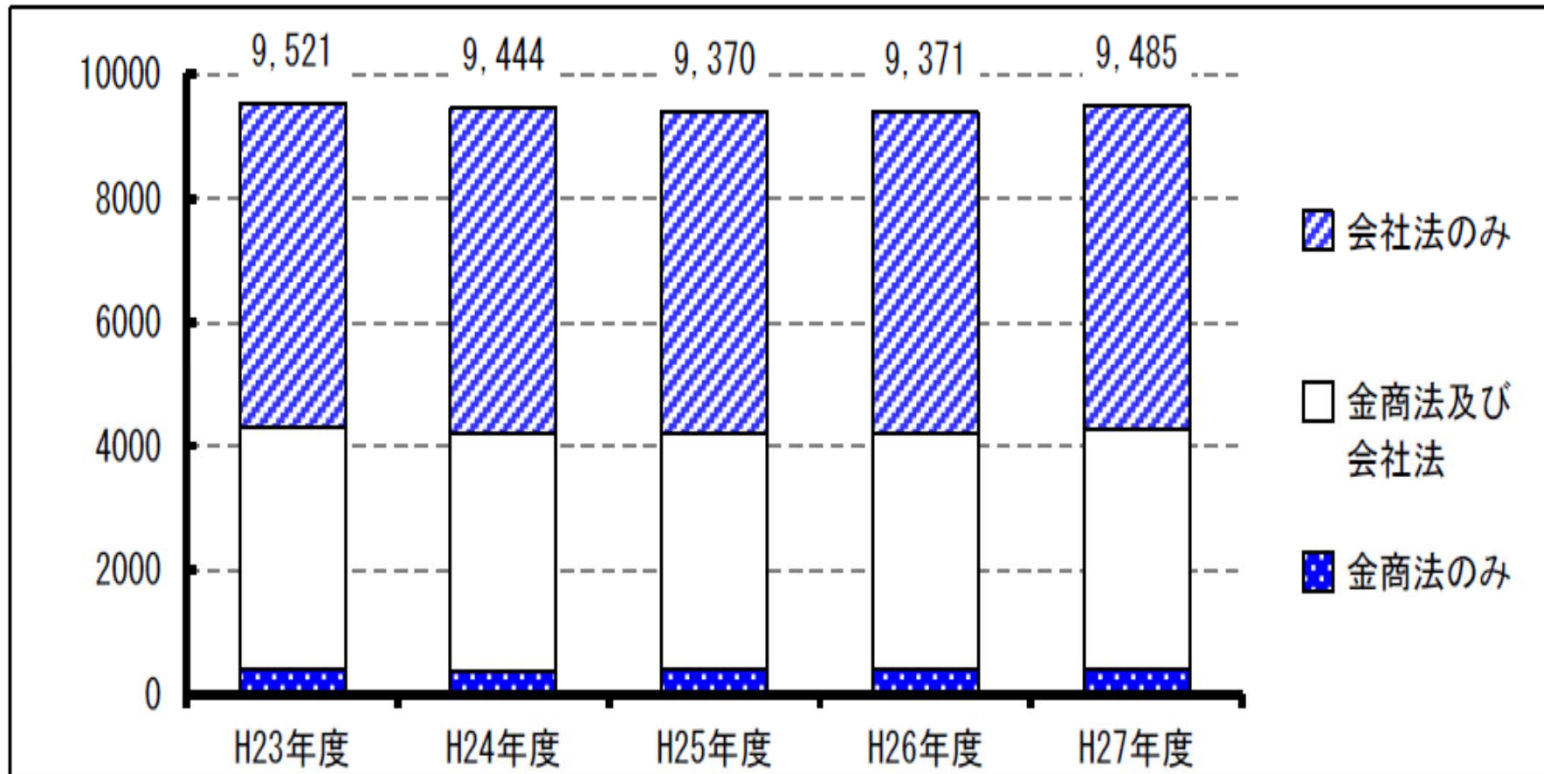
公認会計士・監査審査会『平成29年版 モニタリングレポート』  
2017年、30頁。

## Ⅲ-2 拡大する監査業務

- 監査業務－Ⅰで紹介した金融商品取引法に基づく監査業務以外にも、多くの法令で、公認会計士又は監査法人による監査を要求しています。
  - － 会社法に基づく会計監査人監査
  - － 私立学校振興助成法に基づく学校法人監査
  - － 国立大学法人法に基づく国立大学法人の監査
  - － 労働組合法に基づく労働組合監査
  - － 地方自治法に基づく地方自治体の監査
  - － 政党助成法に基づく政党交付金による支出などの報告書の監査
  - － 医療法に基づく医療法人の監査
  - － 社会福祉法に基づく社会福祉法人の監査
- 任意監査－法令等で要求されない場合でも、依頼者から依頼を受けて、監査業務を提供する場合があります。

## Ⅲ-2 拡大する監査業務

図表Ⅱ-3-1 <金商法又は会社法に基づく被監査会社数の推移（単位：社）>

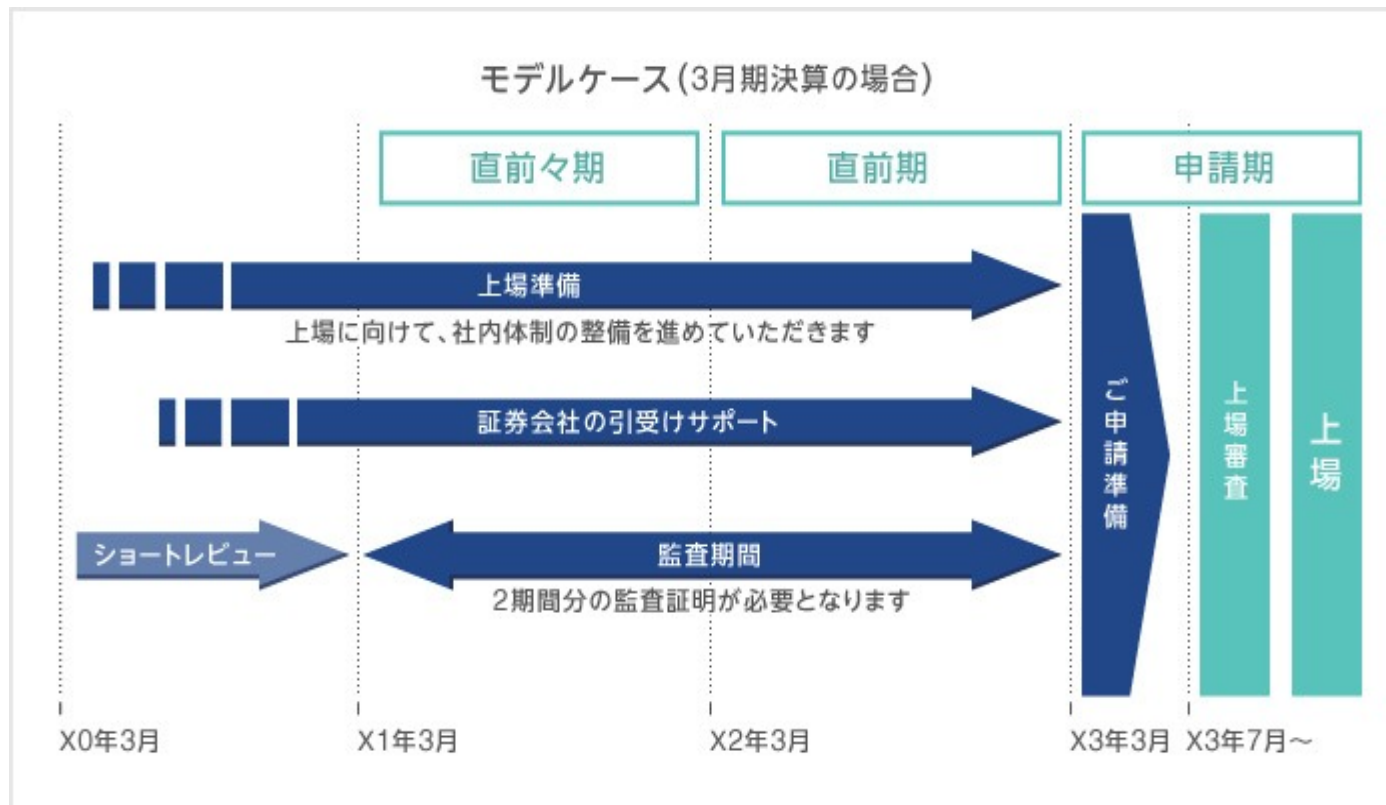


公認会計士・監査審査会『平成29年版 モニタリングレポート』  
2017年、35頁。

## Ⅲ－３ IPO支援業務

- IPOとは、Initial Public Offeringの略語です。具体的には、株式会社が証券取引所に上場して株式を投資者に売り出して資金調達し、また投資者が取引ができるようにすることをいいます。
- 上場するためには、監査法人による監査を受けなければなりません。監査を受けるためには、前提として、組織体内部に適切な管理態勢（内部統制）を構築し、運用する必要があります。
- その際、株式会社は、監査法人の支援を受けながら、内部統制の構築・運用を含む、上場に向けての課題を解決していくことが一般的です。

# Ⅲ－3 IPO支援業務

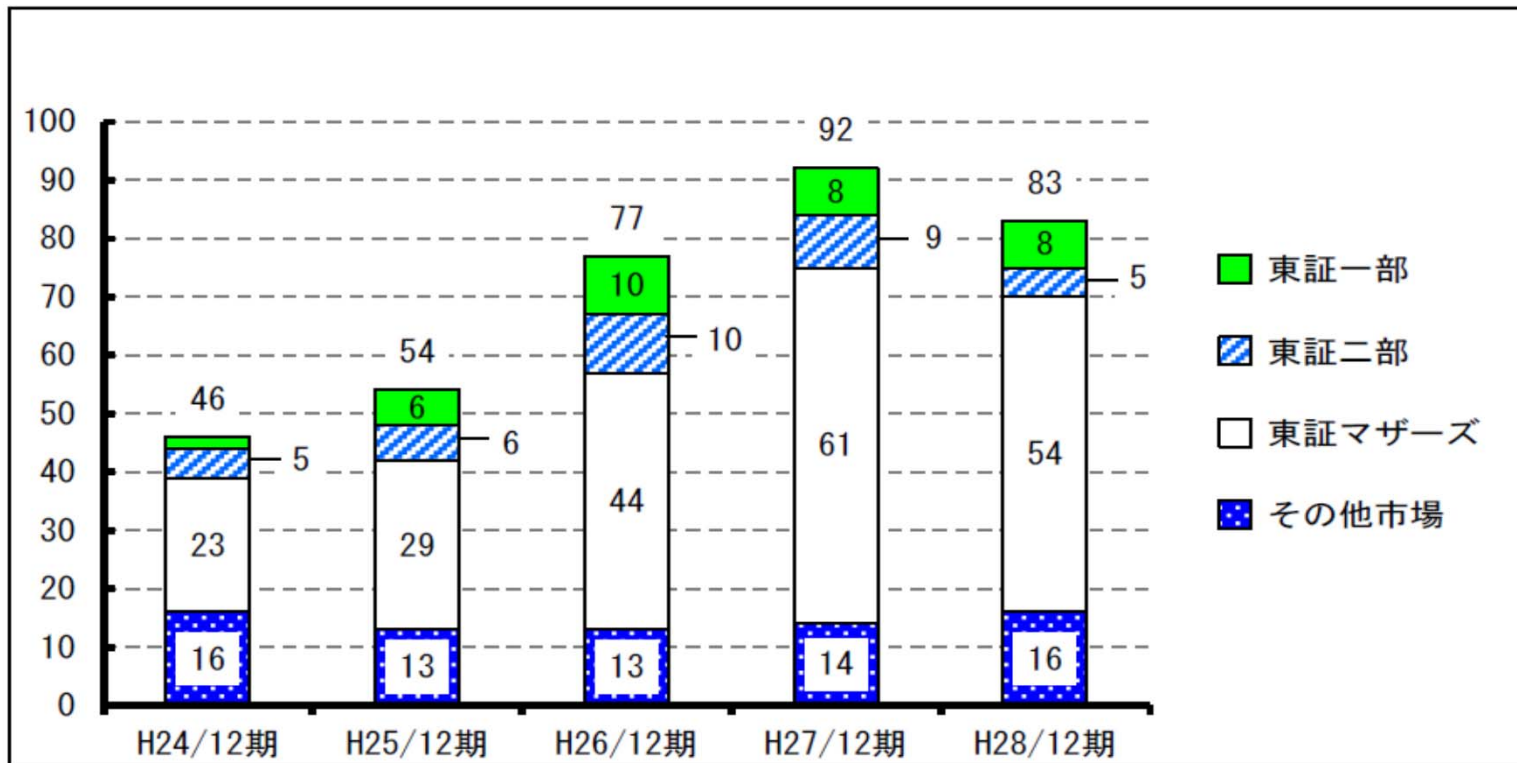


出所：<http://www.jpx.co.jp/equities/listing-on-tse/new/basic/02.html>

# Ⅲ－3 IPO支援業務

図表Ⅱ-3-9 <新規上場会社数推移（単位：社）>

（上場市場別）



公認会計士・監査審査会『平成29年版 モニタリングレポート』  
2017年、39頁。

## Ⅲ－４ アドバイザリー業務

---

- 監査法人等では、会計や監査の知見を活かし、様々なアドバイザリー業務を提供しています。
  - － 財務諸表作成支援
  - － 決算早期化支援
  - － 内部統制・内部監査の高度化支援
  - － 管理会計高度化支援
  - － 財務経理プロセス最適化支援
  - － 不正・不祥事の調査

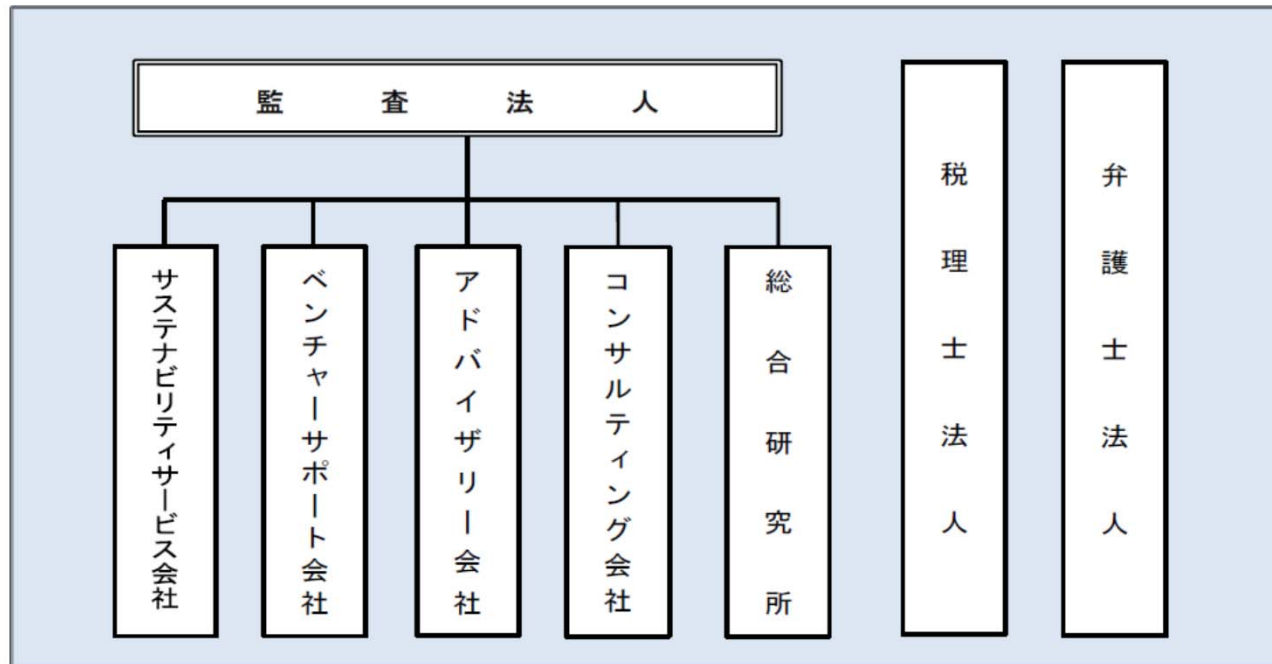
## Ⅲ－４ アドバイザリー業務

- 大規模な監査法人では、監査法人を中核としたグループを形成し、グループの中に、アドバイザリー業務を行う法人を設立しています。
- グローバルなネットワークを活用し、多様な専門家の知見を活かし、会計や監査の領域にとどまらないサービスを提供する監査法人を中核とするグループもあります。
  - － M&Aアドバイザリー
  - － 企業価値評価
  - － 事業戦略策定支援
  - － 業務改革支援
  - － 事業再編支援
  - － ITリスク管理支援
  - － サイバーセキュリティ・アドバイザリー



# Ⅲ－４ アドバイザリー業務

図表Ⅲ-1-10<大手監査法人グループの体制例>



(注) 上記の例のほか、グローバルブランドの管理などを目的とした統括合同会社を設立し、その下にグループ法人を置いている事例もある。

公認会計士・監査審査会『平成29年版 モニタリングレポート』  
2017年、54頁。

## Ⅲ－５ 株式会社等の組織の中で

---

- 会計・財務・経営企画等の担当者
- CFO（最高財務責任者）
- 監査役等、またはそのスタッフ
- 内部監査担当者
- 内部統制構築・推進担当者
- （金融機関等での）融資業務担当者

## VI. 公認会計士の活躍領域

- 監査経験を持ち、会計基準や監査基準に精通した公認会計士は、会計や財務の担当者として、内部統制の構築・推進担当者として、また監査役スタッフや内部監査担当者として適任です。
- 組織体内で経験を積み、CFOや監査役として活躍することもできます。
  - 監査法人の監査を受ける際、監査法人と円滑なコミュニケーションをとることができます。
- 組織体の中で、会計や監査の知識を必要とする業務は数多くあります。営利組織だけでなく、非営利組織においても同様です。
  - 官公庁でも、会計や監査（検査）の担当者として、会計や監査の専門家を必要としています。

# IV. 拡大する活躍領域

## ～独立の専門職業人として

---

1. 独立開業
2. 社外役員
3. 大学教員

## IV-1 独立開業

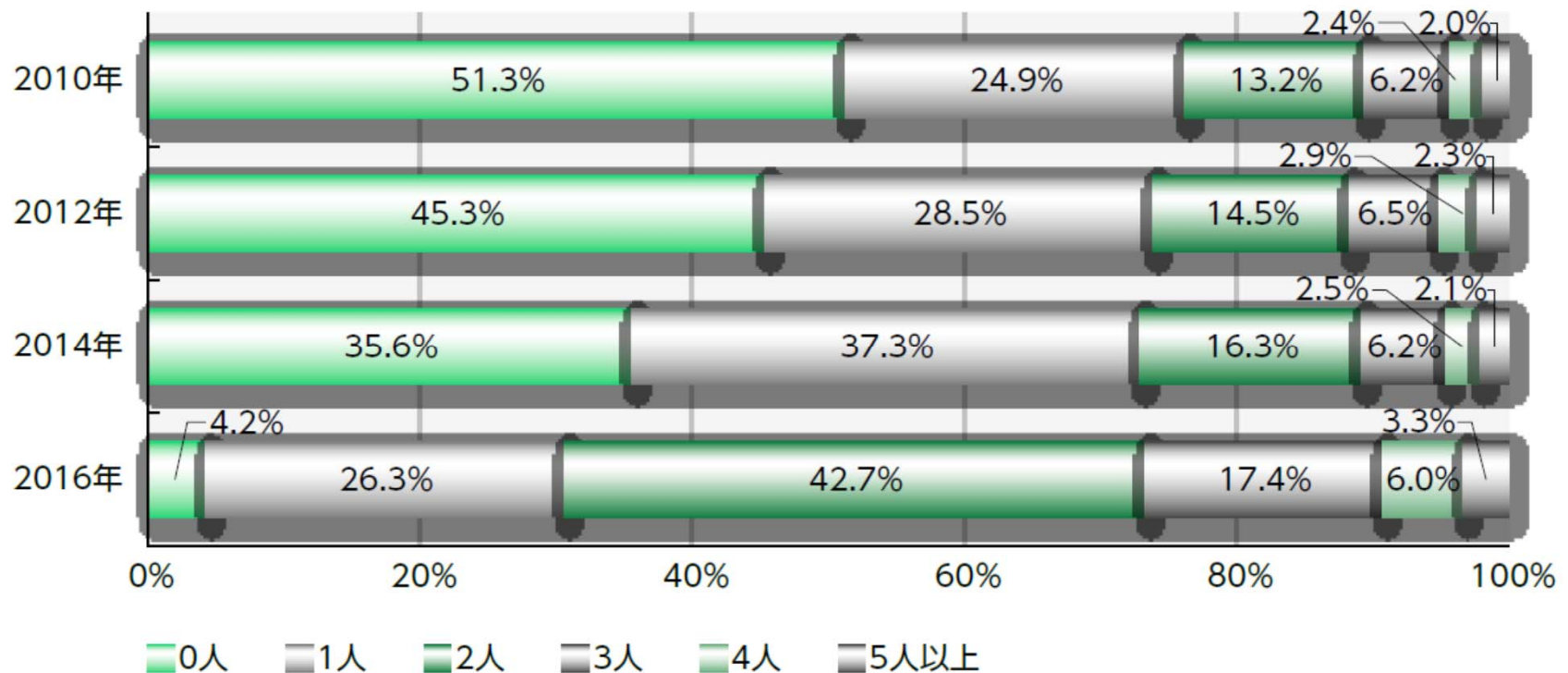
- 公認会計士としてキャリアを積んだ後、自ら事務所を開業する人も数多くいます。
- 公認会計士は、税理士登録をすることにより、税務業務を行うことができます。
  - 各種税務書類の作成
  - 税務代理業務（申告、不服申立、税務官庁との交渉など）
- 地域に密着して、小規模な組織体に対する監査業務を提供することもできます。また、自身の得意分野を生かしたアドバイザー業務を提供することもできます。

## IV-2 社外役員

- 上場会社の社外取締役や社外監査役に就任する公認会計士も多くなっています。
  - 監査役会等で会計監査人の監査の相当性を判断する必要があるため、会計や監査についての知見を有する監査役又は取締役は不可欠です。
  - コーポレートガバナンス・コード（原則4-8）が「独立社外取締役を少なくとも2名以上選任すべきである」としたこともあり、ほとんどの上場会社は、社外取締役を置くようになっています。

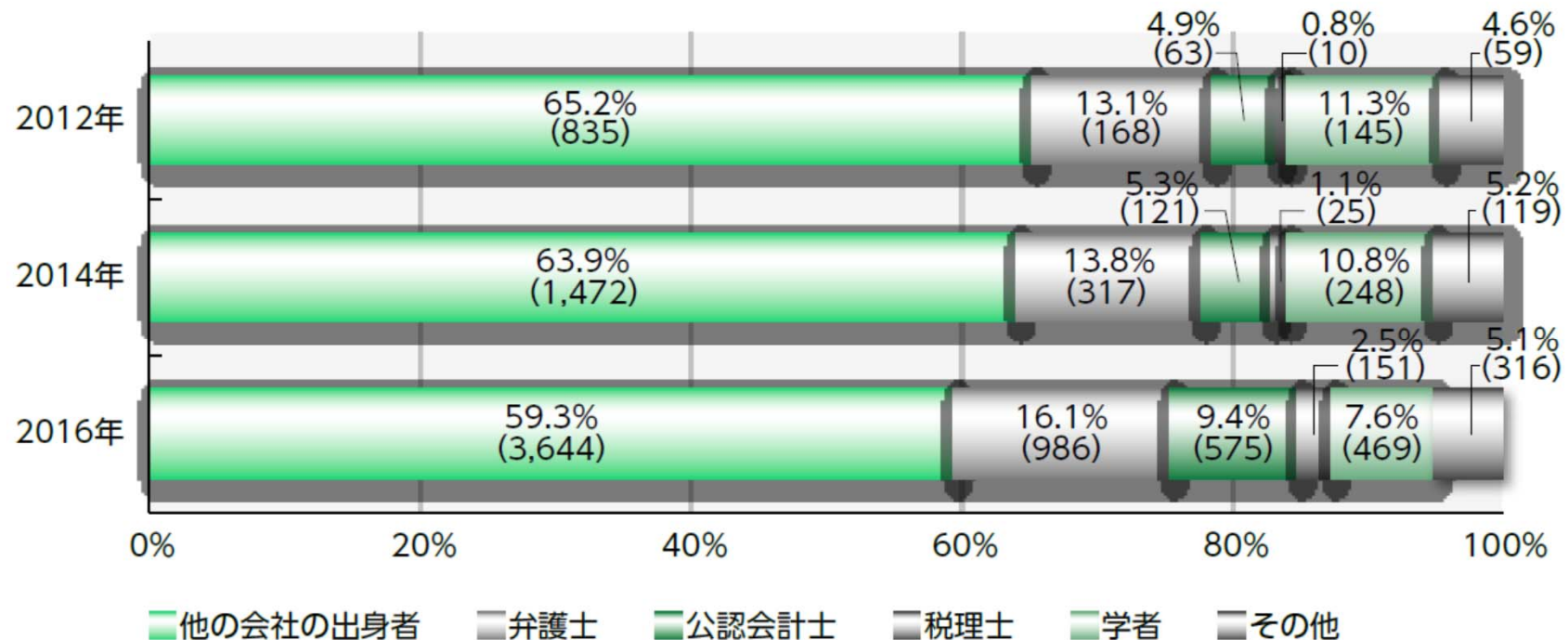
## IV-2 社外役員

### 社外取締役の人数



## IV-2 社外役員

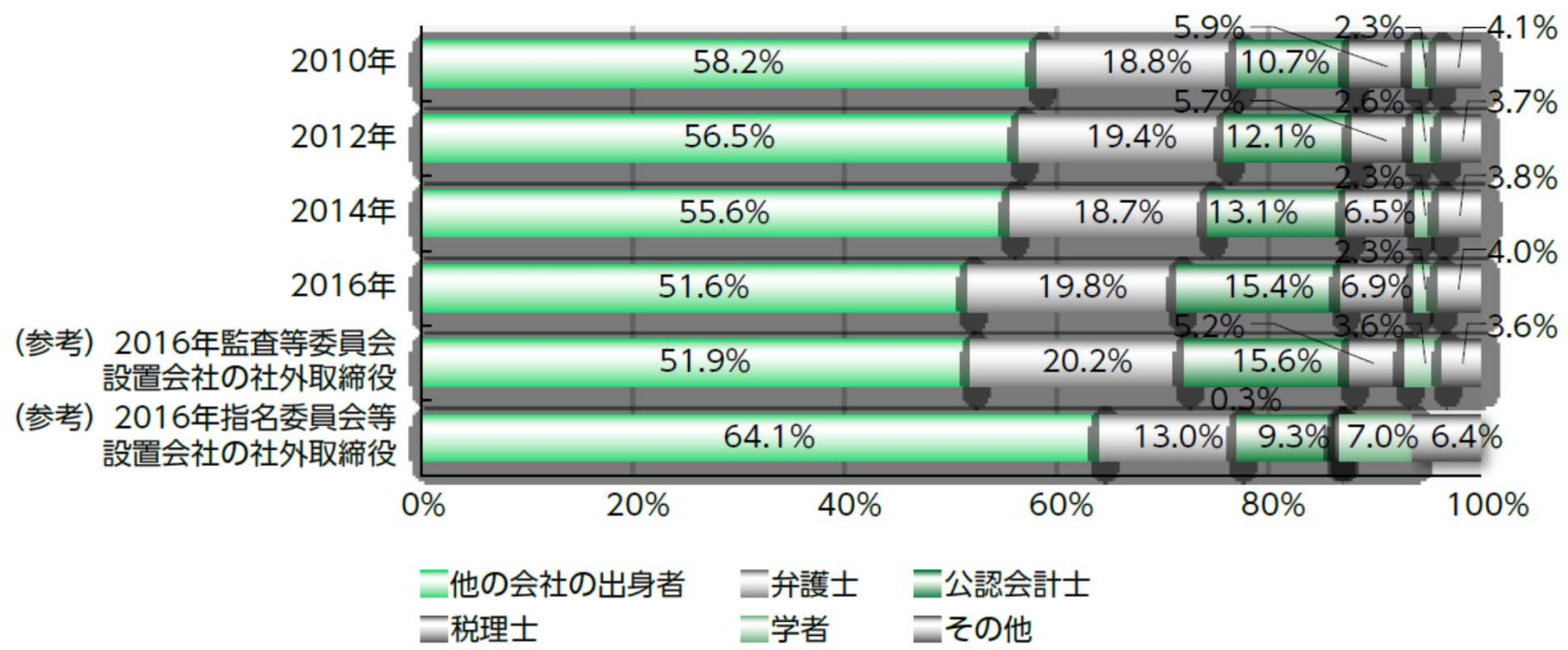
### 社外取締役の属性





# IV-2 社外役員

社外監査役の属性



## IV-3 大学教員

- 会計及び監査の専門的知識を活用し、大学・大学院の教員に就任する公認会計士も多くなっています。
  - － 会計専門職大学院では、実務に精通した専任教員を置く必要があるため、実務経験豊富な公認会計士を迎えています。
  - － 他の業務の傍ら、大学・大学院の非常勤教員に就任する公認会計士もおられます。

# おわりに

- 会計人材は、経済社会のさまざまな分野で必要とされています。
- 公認会計士は、会計人材の中でも、高度の専門的知識と実務経験を有する者として認められた存在です。
- 上場会社等の監査は、公認会計士にのみ認められた大変重要な社会的役割です。
- 公認会計士の役割は、上場会社等の監査に限定されるのではなく、多様な組織体において、様々な業務を社会的役割を果たすように期待されています。

# おわりに

- 公認会計士＝監査人では**ありません**。  
Ⅲ・Ⅳで述べたように、さまざまな領域で活躍することができます。
- 公認会計士は、会計や監査の知識や経験という強みを生かして、グローバルにもローカルにも、自身のライフスタイルにも合わせて、さまざまな形で社会に貢献することができるのです。

---

ご清聴ありがとうございました

充実した大学生活を  
送ってください